

鳥取縣公報

昭和十六年二月十四日

金曜日

本書ノ大キサク國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第百四十二號

昭和十六年第一回産婆、看護婦、理髮、鍼術、灸術、按摩術、マッサージ術試験ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス
志願者ハ三月二十日（産婆ニ限リ四月十日）迄ニ願書ニ履歴書戸籍謄本若ハ戸籍抄本寫眞二葉（最近撮影シタル半身手札型無臺紙）
並手數料（産婆貳圓其他各壹圓）添付住所地所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受験用具携帶出頭スベシ

昭和十六年二月十四日

鳥取縣知事 八田三郎

同 同 同 同 同 同

種別	日 時	場 所	鍼 術	灸 術	學 說	日 時	場 所	鍼 術	灸 術	學 說	日 時	場 所	鍼 術	灸 術	學 說
產婆	四月三十日午前九時ヨリ	鳥取市西町 縣立圖書館講堂				五月七日									
看護婦	五月一日 同	同				五月八日									
理髮	五月二日 同	仁 鳥取市東町 風 閣	灸	鍼	學 說	五月九日	同	灸	鍼	學 說	五月十二日	同	灸	鍼	學 說
實地	五月三日 同	同	學	術	說	五月十三日	同	學	術	說	五月二十一日	同	學	術	說
實地	五月五日 同	同													
實地	五月六日 同	同													

◆鳥取縣告示第百四十三號

東伯郡北谷村字區域及名稱ヲ左ノ通變更シ昭和十六年二月十日ヨリ之ヲ施行セリ

00752

00747

◆鳥取縣告示第百四十五號

同
鏡餅、慰斗餅、小餅
餅搗質（普通モノ）
同
（かき餅）

同 搗上リ五百匁
乾キ餅百匁

二六五

米以外ノ費用ヲ含ム

◆鳥取縣告示第百四十四號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル餅ノ販賣價格並餅ノ搗實左ノ通指定ス昭和十四年十二月鳥取縣告示第八百十二號及同第八百十三號ハ之ヲ廢止ス

左記町村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ左ノ通指定セリ

昭和十六年二月十四日

町村名	校數	位 置	就學區域	指定年月日
鹿野町	壹校	氣高郡鹿野尋常小學校二併設	鹿野町	一圓 昭和十六年一月八日
湖山村	壹校	同 湖山高等尋常小學校二併設	湖山村	一圓 昭和十六年一月八日
大正村	壹校	同 大正尋常小學校二併設	大正村	一圓 昭和十六年一月八日
小鷺河村	壹校	同 小鷺河尋常小學校二併設	小鷺河村	一圓 昭和十六年一月八日
明治村	壹校	同 明治尋常小學校二併設	明治村	一圓 昭和十六年一月十五日
豐實村	壹校	同 豐實尋常小學校二併設	豐實村	一圓 昭和十五年十二月三十一日
神戸村	壹校	同 神戸尋常小學校二併設	神戸村	一圓 昭和十六年一月十五日
松保村	壹校	同 松保高等尋常小學校二併設	松保村	一圓 昭和十六年一月十五日
青谷町	壹校	同 青谷尋常小學校二併設	青谷町	一圓 昭和十六年一月十五日
大岩村	壹校	岩美郡大岩高等尋常小學校二併設	大岩村	一圓 昭和十六年一月十日
本庄村	壹校	同 本庄尋常小學校二併設	本庄村	一圓 昭和十五年十一月十五日
八郷村	壹校	日野郡八郷尋常小學校二併設	八郷村	一圓 昭和十五年十二月十五日

00754

正誤

一、昭和十六年二月七日發行鳥取縣公報第千二百五號鳥取縣告示第二百二十五號中左ノ通正誤ス

一〇〇 頁

一行

六 段

正
誤一〇〇〇
一、四五二〇

誤

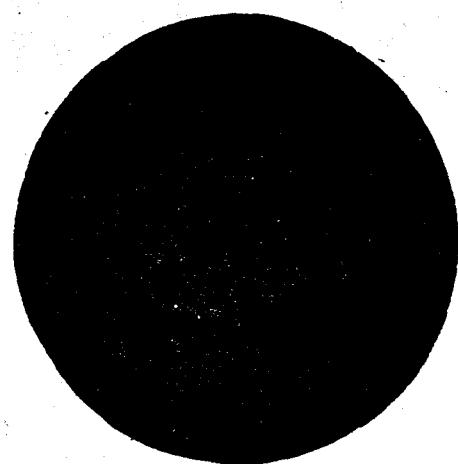
福井 树藏

山村	壹校	同 山上尋常小學校二併設	山村	一圓 昭和十五年十二月十五日
浦富町	壹校	岩美郡浦富尋常小學校二併設	浦富町	一圓 昭和十五年十二月十日
溝口町	壹校	日野郡溝口尋常小學校二併設	溝口町	一圓 昭和十六年一月十日
多里村	壹校	同 多里尋常小學校二併設	多里村	一圓 昭和十五年十二月十日

00756

00755

事變特報



彙

報

第九十二號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

大政翼賛會實踐要綱

一、臣道の實踐に挺身す。

即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら推神の大道を顯揚す。

二、大東亞共榮圈の建設に協力す。

即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。

三、翼賛政治體制の建設に協力す。

即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。

四、翼賛經濟體制の建設に協力す。

即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛騰的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。

五、文化新體制の建設に協力す。

即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。

六、生活新體制の建設に協力す。

即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

00758

目

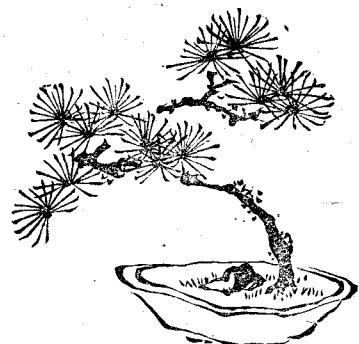
次

一 國民學校實施による制度上の改革(學務課) 10 頁
一 現下の世界情勢と日本(振興課) 3 頁
一 御下賜金傳達式並表彰式(知事官房) 7 頁
一 昭和十五年鳥取縣秋播麥作付面積(統計課) 3 頁
一 東亞共榮圈の現段階	【中】(振興課) 3 頁
一 鳥取砂丘にグライダー中國地方綜合訓練所設置(學務課) 3 頁	
一 近視の豫防について(衛生課) 3 頁

券債は等我・劍銃は士將

00757

00759



國民學校實施による制度上の改革

来る四月から實施される國民學校の根本精神は、國體明徴に基づくわが國獨白の教育制度の確立にあるのであつて、具体的には國民全般に對する基礎教育を擴充整備して國運進展の根基を培養するため、義務教育年限六年を八年とし、他面皇國の道に則つて教育内容に根本的刷新を加へ、教材を統合して皇國の道の修練に歸一せしめ、教育の徹底を圖り、國民精神の昂揚に努め、知徳心身を一体として國民を練成し、以て内に國力を充實し、外に入紹一字の肇國の精神を顯現すべき次第の大國民を育成しようといふ點にあるのである。今この國民學校制の實施によつてわが教育制度上如何なる改革が行はれるかについてその主要なるものを説明することとする。

一 改正の諸點

制度上からは第一に、小學校が國民學校と改稱されることになる。明治五年學制が頒布されてから約七十年使ひ慣れてゐる「小學」或は「小學校」といふ名稱が、新制に於ては「國民學校」と改稱される。なぜ小學校が國民學校に改められるかといへば、國民學校で行はれるべき教育が、

- 1 國民全体が必ず受くべき教育であること
- 2 その内容が國民生活に須要なるものであること
- 3 その目的が國民の基礎的鍛成に存してゐること

等によるのであるが、また小學校といへば何となく弱少な氣がし輕視されるばかりでなく昔ら上級學校への準備を行ふ學校であるやうな感じを起させ、小學校が完成教育であることを忘却させるなどである。

二 名稱の變更

度に應ずるために、當時の四ヶ年義務制を明治四十年に至り六ヶ年に改正したもので、爾來三十餘年施行されて現在に及んだのである。義務教育年限延長のことは從来しばゝ論議され、その實現の要望は朝野の懸案であつたが、今回それが斷行されることになつたのである。

四 義務年限延長の理由

僅か二ヶ年の延長であるが、國民全般に關係する問題であつて極めて重大な意味を持つ劃期的大改正といふべきであるから、延長の理由の主なものについて説明することにする。

理由の一は、國家的に見て青年前期における教育の重要性から見えたものである。

児童が尋常小學校を卒業する十三四歳の時代は、兒童期から青年期への過渡期、いはゆる青年前期に當るのであつて、この時代

傾向があることも國民學校と改稱される理由である。

要するに、小學校が國民學校と改稱され、初等普通教育が國家の後繼者を育成するために、國民全体を基礎的に鍛成する教育であることが明確となつたのである。

三 義務年限の延長

第二の大きな改革は國民學校の修業年限が八年となり、これが義務教育となることである。尤も義務年限の延長は昭和十九年から實施の豫定であるが、さうなると保護者はその児童を満六歳から満十四歳まで、即ち現在より二ヶ年長く國民學校に就學せしめる義務を負ふことになるのである。

現行の六ヶ年の義務制は明治三十七八年戰役後の躍進日本の情勢に應ずるために、當時の四ヶ年義務制を明治四十年に至り六ヶ年に改正したもので、爾來三十餘年施行されて現在に及んだのである。義務教育年限延長のことは從来しばゝ論議され、その實現の要望は朝野の懸案であつたが、今回それが斷行されることになつたのである。

五 八年義務制實施の時期

義務教育の八年制は國民學校制實施と同時に、即ち昭和十六年度から直ちに實施することが望ましいが、新制による教科書の編纂や財政上の都合などによつて、昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する児童、即ち現行の尋常小學校第三學年の児童から八九年度にその第一學年、昭和二十年度に第二學年が廢止されることになる。

鳥取縣公報 第千二百七號 昭和十六年二月十四日 (第三種郵便物認可)

第一に制度の上から小學校が如何に改正されるであらうか。まづ改正される要項を擧げると

1 小學校を國民學校と改稱すること

2 國民學校の修業年限を八年とし、これを義務教育とするこ

と

3 國民學校の課程を初等科及び高等科に分ち、その修業年限を初等科六年高等科二年とすること。但し土地の事情によ

り初等科又は高等科のみを置くことを得ることにしてその修業年限を一年とすること

などである。

度に應ずるために、當時の四ヶ年義務制を明治四十年に至り六ヶ年に改正したもので、爾來三十餘年施行されて現在に及んだのである。義務教育年限延長のことは從来しばゝ論議され、その實現の要望は朝野の懸案であつたが、今回それが斷行されることになつたのである。

初等國民教育の内容を根本的に改善し、一面に於て國運進展に伴つて教材の充實を圖るとともに、他面いはゆる知育偏重、人格教育の不徹底等の諸弊を除去することは目下の急務である。しかしこのやうな現代の教育上の缺陷的根本的には是正することは、現行制度の義務制六年の課程では到底不可能である。そこで義務教育の年限延長は、教育の内容の刷新改善の必須不可缺の前提であるといはなければならぬ。

義務教育の八年制は國民學校制實施と同時に、即ち昭和十六年度から直ちに實施することが望ましいが、新制による教科書の編纂や財政上の都合などによつて、昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する児童、即ち現行の尋常小學校第三學年の児童から八九年度にその第一學年、昭和二十年度に第二學年が廢止されることになる。

鳥取縣公報 第千二百七號 昭和十六年二月十四日 (第三種郵便物認可)

00761

國民教育の觀點からみると、女子は國民學校の義務教育が八年男子は更に青年學校の義務教育が四年乃至五年加はるので、青年は満六歳から満十九歳まで義務的教育環境におかれることになるのである。

六 初等科と高等科

前述のやうに國民學校の修業年限は八年となり、これが義務となるが兒童の十二歳頃は心身發達上一時期を劃し、その後いはゆる青年前期の段階に入るのであるから、この時期を以て國民學校の課程を初等科と高等科に分ち、その修業年限を初等科六年、高等科二年とすることになったのである。

從つて國民學校には原則として初等科と高等科を有すべきであるが、土地の情況により初等科または高等科だけを置くことが出来ることになつてゐる。

七 名稱の問題

國民學校には初等科と高等科を置くのが本体であつて、これを國民學校と稱すれば初等科または高等科だけを置く學校は何と呼ぶか。これは昭和十六年四月一日から全國の小學校の看板を書き換へる時に早速問題となることであるが、初等科だけ又は高等科だけを置く學校も、兩科を置く學校と等しく國民學校と稱することとなつてゐる。

八 中等學校への連絡

國民學校の修業年限が初等科六年、高等科二年となり、しかもこの八年の義務制となるとすれば、國民學校から中等學校への連絡はどうなるかといふ疑問が起るであらうが、これは形式上現行

と何等變るところはないのである。即ち國民學校初等科第六學年修了者が、中等學校に入學する資格を得ることになるのである。しかしながら、國民學校の初等科と高等科の區分と同じやうに、初等科第六學年修了者から中等學校に連絡するとしても、現行制度との間には性質上異なるところがあるのである。この點を注意しなければならない。現行においては中等學校へは義務教育の修了者が入學してゐるのであるが、新制國民學校では義務教育年限中の者が義務履行の中途中で中等學校に入學することになるのであるから、そこで義務を履行しなければならない。

換言すれば國民學校において原則的に履行すべき就學義務を、これに代るべき中等學校において履行するのである。勿論中等學校ではこの國民學校高等科に年齢上相應する第一、二學年の教育だけを取り出して考へるのは適當ではないが、少くともこの二學年は國民學校義務教育の履行中であることを充分考慮しなければならない。

從つて若し家事上の都合その他の理由に依つて中等學校を中途退學するとすれば、年齢満十五歳に達しない中は必ず國民學校高等科に入學しなければならないのである。この點も現行制度と著るしく異なる點である。勿論現在も中途退學者は、青年學校の義務教育だけを取り出して考へるのは適當ではないが、少くともこの二學年は有してゐるのである。

九 特修科

前にも述べたやうに國民學校が八年の義務制となる以上、現在の青年學校普通科は國民學校八年義務制の實施される昭和十九年度から廢止されることになるのであつて、國民學校卒業者の男子

現 下 の 世界情勢ご日本

00762

は必ず青年學校の本科に入學してこの義務を履行しなければならない。しかし現在極く僅かではあるが高等小學校の第三學年が置かれてゐる。これは國民學校八年制が實施された時どうなるかの問題が殘る。

この問題は、國民學校に高等科卒業者を入學資格とし、修業年限一年の特修科を置くことで解決されることになつてゐる。特修科は勿論義務制ではない。なほ國民學校高等科の課程は實業科の設置によつて土地の事情に適應する教育を行はうとするものであつて、普通教育と職業教育の中間の教育を行はうとするものである十補習科の廢止

現在小學校には尋常小學校にも高等小學校にも補習科が設置されてゐるが、義務教育八ヶ年制實施の曉は廢止されることになる

× × ×

捨 れ ば 廉 品

活 せ ば 資 源

御承知の通り最近日獨伊三國の間には同盟條約が締結されまして、ヨーロッパに於てはドイツのイギリスに對する戦争は終結して居りませぬし、極東に於ては支那事變も未だ終らず、世界は今日混沌たる状況にあるのであります。大勢を觀察しますと一切が此の権力三國のため有利に展開して居ると思はれるのであります。

先づヨーロッパ方面に付て申しますれば、ドイツの對英作戦はまば終つて居りませぬが、最近ドイツの行つて居るイギリスに對する空襲、或は潜水艦を以てするイギリスに對する封鎖等、是はいろいろな英佛側の宣傳はあります。が大体に於てドイツ側の方が漸々として效果を擧げてみると觀察すべきだと思ふのであります。殊にドイツは只今潜水艦戦を非常に活潑に始めて居りますので、イギリスは食糧其の他資源の缺乏に段々悩んで來るだらうと考へられます。イギリスはドイツがどの程度に叩き付けるか、イギリスと妥協をはせぬかといふやうな話も世界の一部には傳つて居りますけれども、私の見るところではさういふことはない

00763

と考へて居るのであります。ヒットラーは今年の一月一日國民並に世界に向つて、ドイツが今度の戦を始めたのは全ヨーロッパを建設イギリスの壓迫脅威の手から解放して、新しいヨーロッパを建設するのであると聲明して居るのであります。

イギリスは既に三百年に亘つて其の勢力を世界に、殊にヨーロッパに入れて居りますから、ドイツが此の勢力を除外して、新しいヨーロッパを建設しようとすればどうしても徹底的にイギリスをやつけてしまはねばならぬ。大英帝國の崩壊が起るまでイギリスを叩き付けなければならぬといふことは、是は自然の理であります。

まして、恐らくドイツはイギリスに対する上陸作戦を考へて居ると思ふのが常識であります。

此の作戦が何時行はれるかといふやうなことは、是はヒットラー自身の考へて居ることで、満洲が非常に困難であります。潜水艦並にイギリス本土に對する空襲、是等の成果の擧がるのを待つて、成るべく少ない損害で之に上陸するといふことは先づ大体考へられるのであります。さうして假にこの上陸が成功すると致しますと、武力を以て直接死命を制せられることになります。

但しイギリスの政府は、屢々新聞に傳へられて居る如く、満洲とか加奈陀とかいふ所に待避をして依然抵抗を續けるだらうといふことは、是はあり得ること考へられるのであります。併しイギリスのやうな高度の文明國家が政治經濟の中心をドイツに占領され、國民をイギリスの島國に残して、政治部と上層部が海外について本當の抵抗はこれは到底出來ない。唯イギリスは之に依つてアメリカの支援を求め、又イギリスの世界に擴がつてゐる自治領

來残らぬといふことになります。第一は大和民族、第二はゲルマン民族即ちドイツ、是はイタリヤが一緒になります。第三にスラブ民族、今日のソ聯、第四にアングロサクソンの代表者としてはアメリカが米大陸に残る。そして此の四民族が將來の世界に残つて、その集散離合といふことが、こゝ半世紀なり或は長くなつて一世紀掛るかして、世界の動きを決めるといふことになるのであります。この間に於て米獨の關係、或は日米の關係、獨ソ、日ソの關係が色々起つて参るのであります。これを極く簡単に申せば日獨伊三國同盟に依つて、日本とドイツとイタリヤに既に固い権軸を形成して居る。アメリカに對してはドイツも容易に親しめない色々な理由があります。又日米の關係は諸君御承知の通りであります。ロシアは只今は権軸にはいつて居りませぬが、此の世界の大勢に鑑みて権軸に接近しようといふやうな態勢にある。一言にして申せば大体斯いふやうな動きを歐洲に於て示して居るのであります。

極東に於ては支那事變がまだ解決して居ないのであります。併し日本は此の世界の大轉換期に處して、大東亞に新秩序を建設しよう。即ち南方諸島を日本の共榮圈に入れようといふことが、先般締結された三國同盟によつてはつきりと浮び上つて來たのであります。

日本は満洲を經營しなければなりません、支那の經略も必要である。併しながら南方も亦必要なのであります。併し日本の大精神であります。即ち八紘一宇の顯現といふ建前から、是等の被壓迫有色民族を解放しなければならぬ。是は日本以外に其のであります。

植民地等を合せ、ドイツに對して經濟的政治的の抵抗をするだらうといふことは豫想されるのであります。即ちイギリスに對する武力作戦といふものは、是はさう長く掛らないのではないか。但しイギリスが行ふ經濟と政治的の抵抗を廢らず打破してしまふまでは、或は若干の年月を要するかも知れないと觀測して居るのであります。

是は非常に日本にも關係のあることで、今日日本が大東亞の新秩序を建設しようとすることになりますと、この大東亞に最も根を深く入れて之を妨害して居るのはイギリスであります。から、大英帝國がドイツの上陸作戦に依つて崩壊するといふことになりますと、自ら日本の新秩序建設も容易になるといふ結果を齎すのであります。從つて先般締結されました三國同盟に於ては別にイギリスを叩いてくれる。さうすると自然に大東亞建設も出来るからあります。日本も成るべく危い目をしないやうに、今の儘で危險を冒さぬでやつて行けるといふ者があるやうであります。しかし是は民族として誠に不甲斐のない話であります。條約の面に如何あらうとも、世界の新秩序建設といふことが共同の目標である以上、ドイツの此の企圖に對しては日本は出來る範圍に於ては矢張り之を助けてやるといふ覺悟を國民は持たなければならぬと私は思つて居るのであります。其の他バルカン或はソヴィエットとの關係も、御承知の如くドイツの方に有利に進展して居ると思はれます。が、細かい説明は略します。

斯くしてイギリスが崩壊しますと、世界には四ヶの民族しか將

の力を持つて居る者はないのであります。第二には日本の生存の爲にも矢張り南方に共榮圈を設定するといふことが必要であります。それは日本は元來資源に乏しい、又金にも恵まれて居らない國である。そこで日本が將來の趨勢に鑑みて大軍を建設し、或は支那、満洲等を經營して行く爲にはどうしても金が必要。それに日本が今日まで發達させて來た所の輕工業品或は雑貨といふやうな物を例へば三億五千萬の印度民族、或は一億近い南方の民族に與へて、之に代る資源を持つて來て大軍を建設する。又支那の經營もするといふことが必要になつて來るのであります。是亦一部の者にはアメリカから金を借りて其の目的を達しようといふ者もあつたのであります。アメリカは日本が極東の霸者になるといふことに反対して居るのでありますから、若し日本が日本、満洲、北支那といふやうな小さい區域に脚踏して、南方諸島或は支那の中南部といふやうな所に手を染めぬといふことならば金を貸すかも知れませんが、只今の政策の採つてゐる以上アメリカは斯いふことに到底應ずる筈はない。現に先頃の大統領の教書にもこの態度がはつきり出て居るのであります。アメリカは日本を敵にしてもどこまでもイギリス援助に全力を盡すことを明言して居ります。従つて日本はどうしても自力で大軍を建設する金を取つて來なければならぬし、又支那の建設もしなければならないのであります。

支那には澤山資源がありますけれども、是は今日未だやくにたないのであつて、即ち運轉しないポンプのやうなものであります。だからポンプに誘ひ水を入れると同じことで、即ち鐵道を造

00765

るとか埠頭を造るとか、或は機械を入れるとかいふやうな誘ひ水をポンプに與へなければ此のポンプは活動して來ないのであります。それが出來れば後は支那 자체の資源が活動をして來て、日本は南方諸島、支那満洲といふものを共榮圈にして、眞に先般の條約に唱へてある大東亜に於ける指導的地位を確保し、茲に日本民族が確固たる將來を築くことが出来る。即ち軍事的にも經濟的にも政治的にも東洋の覇者であるといふ位置が築けるのであります。之に依つて八紘一字の大精神の顯現もでき、又皇道宣布も出来る。日本自体の存立も茲に確立するといふことになるのであります。これには色々な困難がありますけれども、どうしても吾々が奮發して此の難局を乘切らねばならぬ現在状況にあるのであります。

先般締結された三國同盟は、諸君お読みになりました通り、其の前文には八紘一字の大精神が載つて居る。二千六百年の前に神武天皇が仰せられた御言葉が、今回始めて世界の各民族に知られたといふ結果になつたのであります。今回の條約は之を好む者も好まざる者も、世界の大きな出来事でありますから有りと凡ゆる言葉に譯されて全世界の新聞に出て居ります。即ちこれに依つて八紘一字の大精神が、しかも意義深い我が紀元二千六百年にあつて全世界の人に讀まれただけでは足りないのでありまして、之を實現しなければならぬ。此の實現には只今も申す通り色々な困難が伴つてゐるのであります。

合して日本の力を比較しますれば少しもアメリカなどを恐れることはないのであります。アメリカが今迄日本に對して目に餘るやうな行動を執つたのは、是は日本が餘りに下手に出た爲であつて三國條約が出來、日本の外交方針が一定しました以上、徒に之等を刺戟挑發すべきではありませんけれども、政府も國民も儼然たる態度を以て將來アメリカに臨むといふことが非常に必要になつて來ると思ふのであります。

唯、現在のやうな事態でありますから、既に日本も四年近い戦に依つて色々の困難も存在して居るのであります。凡そ大きな仕事をやる爲には危険の伴ふのは勿論のことである。日清、日露の戦争等を回顧して見ますと、吾々の先輩が危険を冒して、國運を賭してあの事業をやつたといふことが能くわかるのであります。今日程日本國民に勇氣と決斷を必要とする時期はないだらうと思ふのであります。内、國民を一体とし、外、積極の方策を執りまして此の條約の趣旨を實現し、眞に大東亜の新秩序を建設して延いて世界の永久平和を招來するといふ覺悟が必要なのであります。

今度の戦の初にヒットラーは「此の戦はドイツ民族千年の運命を決めるものである」といふことをいつて居ります。千年といふ月日は長い月日であります。此の意氣と覺悟が歐洲戦争に於て赫々たる戦果を收めて居るのであります。日本も今日以後の内外の情勢に於て其の目的を達する爲には、眞に今日以後の日本の行動が日本民族千年の運命を決めるものであるといふことを考へ、一路目標に向つて邁進しなければならぬと思ふのであります。



(陸軍中將・新駐獨大使・大島浩氏の農業増産報國
推進隊訓練講演要旨より)

御下賜金傳達式

並に表彰式

昭和十六年の紀元節當日を以て、本縣では縣會議事堂に於て恒例の御下賜金傳達式並に表彰式を行つた。即ち午前十一時一同着席、皇居遙拜の後御下賜金傳達、高松宮殿下よりの有栖川宮記念厚生資金による地方自治功勞者への賜品傳達、農林大臣及商工大臣よりの統計調査功勞者選奨狀傳達及び交付狀の授與を行ひ、終つて知事告辭、來賓祝辭として近裁判所長、拜受者・受賞者總代木下靜造氏の答辭があつて式を終り、一同縣廳玄關前に於て記念撮影を行つて散會したのであつた。

當日御沙汰書選奨狀・表彰狀等を受けた名譽の人及び團體は左の通りである。

難が伴つて來るのであるが、先づ世の中の人が非常に心配をするのはアメリカとの關係であります。が、南方へ日本が勢力を伸展させようと思へば假令此の條約があらうがからうが、アメリカとの一戦は覺悟して居らなければなりません。アメリカに取つては蘭印がアメリカの國防の第一線であります。我が國が其の方へ出て行かうといふことならば、備あるを恃んで出て行かねばなりませんから、どうしても一戦を覺悟してやらなければならぬのであります。

其の見地から觀察しますと、今度の同盟はアメリカをして日本の行動を武力以て妨害することを困難にさしたといふことがありますから、是で戦争が起らぬと考へる譯には行きません。其の後のアメリカの雲行きでは斯うした危險に段々近よりつゝあると思はれるのであります。従つて今後の事態によつては、日本は八紘一字の大精神を顯現するために、又日本民族の將來の生存を確保するためには斷乎として武力を以て應じなければならぬとする覺悟がなければならぬからであります。併しこれは推論であつて、人や國には自ら感情がありますから、日本のやつたことに反感を抱く人々もあります。又斯ういふ事態を内政に利用することもありますから、是で戦争が起らぬと考へる譯には行きません。世の中にはアメリカを恐がつて居る者もありますけれども、是はアメリカにも長所があれば短所もあり、日本にも長所があれば短所もある。日本の短所とアメリカの長所を比べたら如何にも日本が弱いやうに思へるのですが、併しながら此の全部を綜思ふのであります。

00767

(一) 御下賜金

御下賜金 御沙汰書 金一封 鳥取市東町
同 同 同 東伯郡倉吉町 同 因伯保育院
高松宮表 御沙汰書 硯箱 氣高郡正條村 大字勝見 木下靜造
財團法人鳥取育兒院

三 同

岩美郡大茅村
大茅村石井川貯
蓄組合
同 小田村 小田村夏常時蓄
組合
八頭郡河原町 河原中央貯金組
合
氣高郡松保村 松保村吉國民
貯蓄組合
同 日置村 日置村下善田

八同 七同 六同 五同 四同 三同

岩美郡大茅村	大茅村石井丹賀 蓄組合
同 小田村	小田村蓄當時蓄 組合
氣高郡松保村	松保村吉吉國民 貯蓄組合
八頭郡河原町	河原中農貯金組 合
同 日置谷村	日置谷村下善田 更生貯金組合
同 瑞穂村	瑞穂尋常高等小學 校兒童貯金組合
東伯郡八橋町	八橋町若木本谷國 民貯蓄組合
同 三德村	三德村吉原國民 貯蓄組合
同 竹山村	竹山村更生組合 婦人部
西伯郡大山村	大山村莊慶貯蓄 組合
同 餘子村	餘子村高松貯蓄 組合
同 和田村	和田村和田尋常高等小學 校兒童貯金組合
日野郡二部村	二部村燒杉國民 貯蓄組合
同 神奈川村	神奈川村池之内 貯蓄組合

00768

八 同

同 同 同 同 同

(五) 知事表彰

同	同	同	同	同	同	同	同
八頭郡大村書	記	氣高郡明治村長	澤田	中村	勝	阿昆綠村	阿昆綠村大營報
西伯郡所子村長	門脇	七等	國野蓄組合				
同中瀬村書記	足立	竜					
	寶	雄					

二 同 社會 功勞
三 同 同 同
四 同 同 同
五 同 同 同
六 同 同 同
七 同 勤續 同

00769

でも部落會町内會中より表彰せられたものの如きは會員協同輯睦克く其の會の運營に當り、時局柄の模範たるべきものであり、又繁劇なる本務の傍青年及び婦人指導の爲に盡瘁した古德・野坂・木下・市橋の諸氏の如き、その涙ぐましき獻身努力は縣民等しく學ぶべきところと云はねばならぬ。

又、篤行者として表彰せられた住田かよ氏の如きは、温良貞淑よく夫を扶け家業に精勵し、一面子弟の養育を怠らぬばかりでなく、偶々嫁した翌年に姑の兩眼失明によつて身體の自由を失ふや至誠以て看護と慰撫に努めること三十有三年、姑八十歳の天壽を完うするに至るまで一度として不平不滿の聲を聞くことなく、終始一日の如き篤行は洵に、婦女の模範たるべきものである。今回褒章條例に依つて金一封を賜ひ表彰せられるに至つたのはまことに宜なりと云ふべきである。

燃る赤心

貯蓄で示せ

00771



昭和十五年鳥取縣

秋播麥作付面積

都市別	大麥作			積計	前年ニ於ケル秋播總作付面積	前年ニ比シ△減
	裸麥	裸麥付	小麥			
總數	三、八〇八、町一反	四、四一六、町一反	四、四九〇、町一反	一二、七一四、町三反	一一、二一七、町一反	一、四九六、町六反
鳥取市	三四、五	一八三、九	六一、九	二八〇、三	二四七、四	三三、九
米子市	一〇八、〇	一八一、六	三二一、七	六一、一、三	五六四、九	四六、四
岩美郡	二八七、一	四七九、三	一九一、九	九五八、三	七七二、九	一八五、四
八頭郡	二五三、四	一、二三七、六	一九四、二	一、六七五、二	一、四八九、七	一八五、五
氣高郡	五五三、四	八一四、一	二九一、七	一、六五九、二	一、五三九、五	一一九、七
東伯郡	一、四二八、一	六四七、八	一、四九〇、〇	三、五六五、九	三、一〇一、八	四六四、一
西伯郡	八一九、九	八五四、七	一、七九九、二	三、四七三、八	二、九九七、六	四七六、二
日野郡	三三三、七	二七、〇	一三九、六	四九〇、三	五〇三、九	一三、六

本縣に於ける昭和十五年秋播麥作付面積は、同年末現在を以て調査したところに依ると、總作付面積一二、七一四町三反であつて、其の内譯は

大麥 三、八〇八町二反
裸麥 四、四一六、〇
小麥 五八六、二 (一割五分)

となつてゐる。

而して之を前年に於ける秋播麥作付面積に比すれば

大麥 三四一町六反 (九分九厘)

裸麥 五八六、二 (一割五分)

を各増加してゐる。此の増加は重要農作物の増産獎勵に依り作付を増加したに因るものである。

尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

東亞共榮圈の現段階 (中)

♦ 指導國日本の國內新體制

以上述べたところよりして明かなやうに、三國同盟の締結以後における諸情勢は、日本が名實共に東亞の指導者として大東亞共榮圈の確立に邁進すべきことを要請してゐる。そしてこの課題を果すためには少くとも次の二つの問題が先づ解決されなければならぬ。東亞共榮圈確立のための具体的方針の決定と、この方針實現のための日本の國內經濟体制の再編成とがこれである。

前者については昨年十一月五日の内閣情報部より「日滿支經濟建設連繫要綱」が發表され、後者については十二月七日に「經濟新体制要綱」が發表されてゐる。既に述べたやうな情勢の下においては日本の國內体制の再編成は東亞共榮圈の確立の過程と綜合一体的に前進せしめなければ不可能であると共に、東亞共榮圈の確立もまた指導國日本の

國內体制の再編成の方針によつてその動向及び範圍を決定されるからである。然しこの兩者のうち何れが第一義的であるかといへばそれはいふまでもなく指導國日本の經濟の再編成である。日本によつて、生産手段並びに技術を供給される他の地域の經濟の方向並びに範圍が決定されるからである。日本政府によつて發表された「經濟新体制要綱」はこの意味で注目に値するものであるが、それは主として經濟統制の原理及びその機構に関する基本方針を述べたものであつて、それ自体としては慎重審議の結果成立したものとして極めて重要なものではあるが、東亞共榮圈の確立に對應すべき國內經濟体制の再編成の要綱としての意義は少いからこれは暫らく措き、「日滿支經濟建設要綱骨子」について、東亞共榮圈の基本方向を概観してみることにする。

東亞共榮圈の經濟を高度に自給自足性を有する一個の高度國防經濟体制に再組織するためには、近代的國防國家の經濟的基礎をなす重工業、化學工業及び機械工業の生産力を東亞共榮圈の範圍内において急速に擴充することは勿論であるが、かかる生産力擴充に要する資金、資材、技術及び労働力もまた、三國同盟の締結においては大体において共榮圈の範圍内から調達しなければならない。そして右のうち、特に重要な資材(並びに資金)と技術とは差當り殆ど全部日本がこれを負擔しなければならない。

然るに日本は三國同盟によつて從來の英米依存を放棄したのであるから、漸次英米よりの資材及び技術の輸入は不可能となる。

00773

既に米國は日本の外交政策の轉換に呼應して、航空機用精油、甲種骨鐵の禁輸を斷行し、更に航空機用ガソリン精製機、航空機用發動機、航空機、工作機械、及びこれらに關する一切の技術的情報に輸出許可制をとり、事實上の輸出禁止を行つてゐる。

それ故に當分の間は日本が東亞に於ける國防產業及び基礎產業の確立のために授下し得る資材並びに技術の大いさは低下せざるを得ない情勢にある。

そこでこの限りある資材及び技術を最も有効に使用するためにには、各地域の生産力擴充計畫乃至產業開發計畫を綜合的に検討し、その擔當分野を決定し、思ひ切つた重點主義を探用するのみならず、各地域の内部及び同一產業の内部においても最も能率の高い企業に重點を置かざるを得ない。

◆ 日滿支が擔當する產業分野

他方、英米市場からの資材及び技術の輸入が困難となるにつれて、第三國向輸出貿易の意義もまた低下せざるを得ない。從來第三國向輸出が重要であったのは、それによつて獲得した外貨をもつて國防產業及び基礎產業の確立に必要な資材及技術の輸入が可能であつたからである。勿論英米依存を放棄したからといつて、直ちに輸出貿易の意義が全然なくなつてしまふと見るのは早計であらう。然し、また逆に日本經濟の基本的條件が根本的に變化しつゝあるにも拘らず、舊態依然として輸出貿易を過重評價するは誤謬である。そこで從來第三國に向けられてゐた輸出產業は漸次これを圓ゴロック向或は東亞市場向に轉換せしめる必要が生ずる。そしてこの過程で過剰になつた產業乃至企業は、漸次淘汰の

止むなきに至るであらう。

このやうにして東亞共榮圈確立のためには一方における各地域の擔當すべき產業分野の決定と、他方に於ける產業構成の變革の結果たる不急不要產業乃至企業の淘汰とが相伴つて行はれざるを得ない。

「日滿支經濟建設要綱骨子」は主として右のうち前者についてその基本方針を示したものであつて、そこでは日滿支の各自擔當すべき產業分野は次のやうに規定されてゐる。

【日本】高度精密工業と機械工業に重點を置き、重工業、化學工業及び織業等の基礎產業も大いに發展せしめる。但し輕工業、就中纖維工業及び雑工業は逐次整理し大陸に移駐せしめる。

【滿洲國】鑄業及び電氣工業を劃期的に發展せしめると共に、重工業、化學工業をも發展せしめる。そして日本はこれに必要な援助を提供する。

【支那】鑄業及び製鹽業の發展と工業原料の大量生産を行ひ、また立地條件に適した重工業及び化學工業の發展を將來に期待する。

尙、農林水產部門に關しては次の如く規定されてゐる。

【日本】國民主食の確保と農村人口の定有を策する。水產業は益々その發展を期し、森林資源の合理的活用とその保續をはかる。【滿洲國】農業は日滿支の食糧、飼料補給の基地として、また世界に對する特殊農產物の供給源たるに鑑み、徹底的な增産を期する。尙、この際日本の開拓民の入植を促進する。

【支那】農業についてはその國民取得の確保に努め、棉花及び

00774

特產物の増加をはかる。

右の如き「骨子」における產業分野の決定は、大体において既に進行中の各地の開發計畫を再確認したものであるが、各地開發計畫が如何なる部門に重點を置くべきかを、綜合的見地から改めて規定した點に新たな意義を有してゐる。例へば滿洲國は鑄業、電氣事業及び農業に先づ重點を置くべきことが規定されてゐるのであるが、これは滿洲國がこれまで行つて來た五ヶ年計畫に於ける總花主義に對する一つの修正を意味する。

五ヶ年計畫には計上されてゐたが、いまだ本格的實現の運びに至つてゐない自動車、飛行機、工作機械等の機械工業は、恐らくその既定計畫の變更を受けるに至るのではないかと思はれる。

× × ×

鳥取砂丘にグライダー

中國地方綜合訓練所設置

(一×一)

(一×一)

(一×一)

日本一を誇る鳥取砂丘は早く（昭和六年）からグライダーの好

適地として注目せられ、鳥取グライダークラブ及び鳥取第二中、山陽阪神地方各學校では同砂丘を利用して盛んに滑空訓練を行

つてゐるが、今回大日本飛行協會では高度航空思想を普及するため、明年度から茨城縣にグライダー中央綜合訓練所を設置した外全國十ヶ所へ地方綜合訓練所を新設して全面的に滑空訓練を行ふこととなり、中國地方關係では鳥取砂丘に地方綜合訓練所を設置することに決定された。

而して之が構成は訓練生百名を收容する合宿所を同砂丘に建築すると共にグライダー格納庫（敷地百坪）を設け、それに縣中等學校滑空聯盟を合流せしめて生徒、學校職員等の滑空訓練を指導し、又近く誕生する縣青少年團の國防訓練道場に充てる飛行協會直轄の大規模なものである。

更に其の枝体として同じく大日本飛行協會直營で同協會の鳥取支部長である八田知事の管轄下に縣内三ヶ所へ滑空訓練所を設け地方綜合訓練所には二名枝體訓練所には各一名の專任指導員を置いて積極的な滑空訓練が行はれることになつてゐる。

尙ほ此の施設は孰れも明年度内には完成される豫定であつて、之が完成の際に於けるグライダー訓練の大飛躍が大いに期待されである。

(一×一)

(一×一)

(一×一)

00775

近視の豫防について



△ 近視の蔓延

獨逸のシルレル（一七五〇—一八〇五）の名作「ウイルヘルム・テル」の中に、マルヒタールが愚鈍な役人に自分分の父の兩眼をつぶされたことを聞いて怒り歎く言葉に

「あゝ、天から授かつた物のうちでも、眼の光ほど有難いものはありません。どんな生きものでも光のお蔭で生きてゐるのです。——草木へ悦んで、日に向きたがるのを、うちの親父は、闇の中に、手さぐりで坐つてゐるなりやなりません。——牧場の暖い森も、花の盛りも赤い夕焼の雲も、もう一生見られない。死ぬことは何でもないが生きてゐて、何も見えないとは、こんな不幸な事があるだらうか。」

と云ふのがあります。もとより近視は普通失明とは行かないのですが、官のうちでありますと云はねばなりますまい。

ところがこの眼の病氣である近視が、近來非常に多くなつて来て怒り歎く言葉に

ることは實に國家の大問題であると思はれます。最近二十年の間に我が國の近視は約二倍になつてゐますが、このまゝの情勢では今後益々増加の傾向にあると云はれてゐます。特にこの近視による状態を見ると、教育の程度と大体平行してゐるのであります。小學校の上級生では約三割、中等學校の上級生で五割以上、高等學校の生徒では七割近い數字を示してゐるのであります。かうして近時學生は勿論社丁にまで眼鏡使用者が激増してゐるのであります。正しい視力を必要とする部門の多い近代産業上、また國防上これは眞に憂心に堪えない重大問題であります。

△ 近視の種類及び原因

近視には角膜（黒目）がいびつになつてゐるものもあるが、通常軸性近視と呼ばれてゐるのですが、これに進行性近視強度近視と停止性近視（學校近視）の二種類があります。これは進行性近視は極めて幼年期に始まつてその進行が速く、時に失明状態になるやうな悪性のものもあります。原因としては遺傳關係が重要視されますが、數はさう多くはありません。

停止性近視の方は身體の發育期、學校生活期に起るので學校近視と云はれてゐます。これの原因是殆ど遺傳とは認められないもので環境改善の努力で防ぎ得るものであります。

△ 豫防法

一 身體を丈夫にすること

近視は鞆膜組織の抵抗力が弱いために起るのであります。鞆膜組織は筋骨組織の性状と密接な關係がありますから、筋骨の弱

い人ほど近視に罹り易いといふことになります。

從つて衣服、住居を清潔にし衛生的に整備すると共に、適切な運動と休養及び栄養に心掛けねばなりません。殊に發育期の青少年の栄養については深い注意をせねばならぬのであります。常に蛋白、脂肪、糖分、ビタミン、カルシウム等の必要栄養素を含んだ食物の充分な攝取を心掛けねばなりません。

又日本人には蛔蟲その他の寄生蟲に侵されて、これが爲に近視を起すこともあるから、この點充分注意しなければなりません。

二 休養を與へること

讀書、筆記、裁縫、手藝その他の近業は、長時間続けると非常に眼を疲労させますから、學校でも家庭でも充分の注意が大切であつて、必ず時々區切つて庭に出るとか、戸外運動を行ふとかして眼に休養を與へることが必要であります。

こまかい作業や勉學の間には、眼の疲れぬ仕事や遊戯、家の手傳ひなどをさせるやうにするのであります。窓の面積を大きくし、娛樂雑誌に眼を移すといふのは、氣分の轉換にはなつても決して眼の休養にはならぬのですから、くれぐれも注意しなければなりません。

三 適度の照明

眼と光線の量については最も深い關係があるから、室内の明るさについては周到な注意が必要であります。窓の面積を大きくし天井や壁はなるべく明るい淡色で仕上げ、作業臺や勉強机は窓や縁に近く据へ、机上に本立を置いたりして光線を遮らぬやうに注意が肝要です。

児童の眼によい活字の大きさ

机上の明るさは一〇〇ルクス（ルクスは照度の単位）以上を必要とします。しかし如何に明るくともギラリ～眩ゆい明りはよくないのであります。直射日光はカーテンや障子を利用して、電燈の眩輝は乳白ガラスや紙を通して減少させることが大切です。

三 姿勢を正しくすること

勉學時に頭部を左下方に傾ける惡習慣、寝ながら書物を眼に近づけて讀書する癖等は近視の直接原因であります。勉強は常に机に向つて正しい姿勢で行はせねばなりません。眼と書物との距離は三〇厘米が最も適當であります。學校はもとより、家庭で父母その他指導者の不斷の注意が必要であります。

尙汽車の中等の動搖する場所で讀書することは眼をひどく疲勞させますから大害があります。

四 印刷物の選択

活字が餘り小さく、又印刷が不鮮明であれば自然印刷物に眼を近づける結果となつて眼を害します。國定教科書では活字に對して慎重な注意が加へられてゐますが、他の讀物についてはまだ／＼不充分でありますから、少くとも近視に罹り易い年齢の讀物は、すべて視力保護の見地から再検討が必要であります。各種の雑誌、單行本、新聞乃至學習參考書や辭書等印刷の點に充分の注意を要します。

満七歳程度の

（十二・ボイント以上）
満九歳程度の
児童の眼によい活字の大きさ

（十・ボイント以上）
（九・ボイント以上）
（八・ボイント以下）

児童の眼に悪い活字の大きさ

（九・ボイント以上）

児童の眼に悪い活字の大きさ

（八・ボイント以下）

右のやうに八ボイント以下の活字は児童少年には避けねばならないのです。また小さい文字が不適當なのでありますから近視罹患年齢の讀物には勿論振假名やルビは用ひてはならないのです。

次に組方については字間や行間をつめてはよくないのであります。色刷の場合は色の對比は白と黒とはよいが、他の色の組合せの場合にはよく不明瞭になるから注意を要します。

尙筆記について、児童の書く文字の大きさは一つの習慣であるから、小さな字を書かぬやうにし、鉛筆は芯が固いといつ尖らして、自然と字が小さくなるから、これは必ず濃い字の書けるものを使わせる必要があります。

五 近視の進行を防ぐ

學校近視は極めて徐々に度が進むものでありますから、成るべく早く近視を発見して適當な豫防策を講ぜねばなりません。少くとも半年に一度は視力を検査する必要があります。學校の身体検査で視力異常が通信簿に記してありますから、その視力が一・〇以下となつてゐる時は速かに専門醫の再検査を受け、どんな性質の視力異常であるかを明らかにせねばなりません。それを放置して置くと遂に度が進んで、もはや回復しがたい近視にまで進行してしまふのであります。

近視の初期であれば、特に前記の各項を注意することによつて度の進行を防止せねばならぬであります。すべて一定の度にまで進行してしまつて、眼鏡を必要とする場合には、速かに正確に度の合つた眼鏡を使ふべきであります。しかし如何に眼鏡を正確に調製しても前記の各項豫防方法が徹底しなければやはり度が進むものでありますから、くれぐれも注意が肝要であります。

二月十二日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第一五五號掲載内容

一 日本の調停で泰、佛印停戰協定成る

一 帰蕩戦は春に先立つて——珠江三角地帶
一 潮も凍てつく沿岸封鎖
一 寒風をつき冰雪を冒して五千浬の支那沿岸封鎖をつけ
る封鎖隊員の嚴寒記錄

一 東亞の子供よ僕たちは——東亞兒童大會（東京）

一 雪國の子供常會——長野縣湯の海少年團

一 集まる心、束ねる力——難局に活路を見出した小工業者の實

例
一 ペンを歎に持ちかへて——學生義勇軍の増産運動——東京

一 大柄山の炭焼き道場——群馬縣

一 讀物ベーチ

○賀賛議會の輪廓 ○新年祭 ○大日本青年團の誕生
○わたしたちの芝居臺本「午前二時の板木」金子洋文

附上演手ほどき ○その他

週報第二三七號掲載内容

一 勞働者年金保險

一 新卒業者と就職

一 信陽北方の作戦

一 人口問題をどうする

一 前線から銃後へ

素 す な 統 制

興 亞 の 步 調